【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の２第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月15日
【事業年度】	第17期（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）
【会社名】	スカイマーク株式会社
【英訳名】	Skymark Airlines Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　西久保　慎一
【本店の所在の場所】	東京都大田区羽田空港三丁目５番７号
【電話番号】	03-5708-8280
【事務連絡者氏名】	常務取締役　　有森　正和
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区羽田空港三丁目５番７号
【電話番号】	03-5708-8280
【事務連絡者氏名】	常務取締役　　有森　正和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年６月21日に提出した第17期（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第１部　企業情報
　第１　企業の概況
　　５　従業員の状況
　　（１）提出会社の状況

第１部　企業情報
　第１　企業の概況
　　５　従業員の状況
　　（２）労働組合の状況

第１部　企業情報
　第２　事業の状況
　　３　対処すべき課題
　　（１）経営の基本方針
　　①運航路線

第１部　企業情報
　第２　事業の状況
　　４　事業等のリスク
　　(15）事業に対する法的規制について

第１部　企業情報
　第３　設備の状況
　　１　設備投資等の概要

第１部　企業情報
　第４　提出会社の状況
　　５　役員の状況

第１部　企業情報
　第４　提出会社の状況
　　６　コーポレート・ガバナンスの状況等
　　（１）コーポレート・ガバナンスの状況
　　①企業統治の体制

3【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿線で示しております。

第１部　企業情報
　第１　企業の概況
　　５　従業員の状況
　　（１）提出会社の状況
　　（訂正前）
　　（注）６　平均年間給与は、当事業年度を通じて在籍していた従業員の平均値であります。
　　（訂正後）
　　（注）６　平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んだ額で、当事業年度を通じて在籍していた従業員の平均値であります。

第１部　企業情報
　第１　企業の概況
　　５　従業員の状況
　　(２）労働組合の状況
　　（訂正前）
　　労働組合はありません。
　　（訂正後）
　　労働組合はありませんが、労使の関係は安定しております。

第１部　企業情報
　第２　事業の状況
　　３　対処すべき課題
　　（１）経営の基本方針
　　①運航路線
　　（訂正前）
　　国内定期路線におきましては・・（中略）・・羽田＝神戸線、羽田＝札幌線、・・（後略）
　　（訂正後）
　　国内定期路線におきましては・・（中略）・・羽田＝神戸線、羽田＝新千歳線、・・（後略）

第１部　企業情報
　第２　事業の状況
　　４　事業等のリスク
　　(15）事業に対する法的規制について
　　（訂正前）
　　当社は、航空事業関連法令等に基づき事業展開しており、これら法規制等に抵触する事象が生じた場合や重大な変更等が生じた場合には、当社の事業運営、財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。
　　また、国土交通省から認可を受けている、羽田＝神戸線、羽田＝新千歳線、羽田＝那覇線の運航計画については、運航能力（乗務員、整備士の確保）の維持に支障をきたした場合には、その運航計画の変更をすることの条件が付帯されております。当社の運航能力の整備状況によっては、全体の事業計画を変更する可能性があります。
　　（訂正後）
　　当社は、航空事業関連法令等の法的規制に基づき事業を展開しており、国土交通省航空局より航空運送事業者としての「事業許可証」の交付を受けております。
　　当社では当該法的規制を遵守するため、組織並びに規程類を適宜整備し、専門性の高い人材の確保、育成に努めておりますが、当該法的規制に抵触する事象が生じた場合や重大な変更が生じた場合には、事業許可の取消により当社の事業運営が制限を受け財政状態及び経営成績等に大きな影響を及ぼす可能性があります。尚、現在、事業許可の取消に係る事象はございません。

（航空運送事業許可の状況）

取得年月	平成12年２月（注）
許認可等の名称	事業許可
所管官庁等	国土交通省
有効期限	事業許可証の書換え又は再交付がなされるまでの間、有効とする。 ※書換え又は再交付の発生事由は、事業許可の内容、若しくは運航者情報の変更による場合であります。 ※最新の許可内容となった日は平成24年６月14日であります。
法令違反の要件及び主な許認可取消事由	航空法第１１９条 ・事業許可等に付した条件に違反したとき。 ・正当な理由が無く、事業許可等の実施すべき事項を実施しないとき。 航空法第１２０条 ・航空法第４条第１項各号に掲げる者に該当するに至ったとき。 ※当社の事業許可等に付された条件、及び未実施事項はありません。

（注）航空法改正により、平成12年２月１日、従来の路線免許制から事業許可制となっております。

また、国土交通省から認可を受けている羽田＝神戸線、羽田＝新千歳線、羽田＝那覇線の運航計画については、運航能力（乗務員、整備士の確保）の維持に支障をきたした場合には、その運航計画の変更をすることの条件が附帯されております。これにより、当社の運航能力の整備状況によっては、当該運航計画を変更する可能性があります。

第１部　企業情報

第３　設備の状況

１　設備投資等の概要

（訂正前）

当事業年度において設備投資の総額は8,911百万円であります。

主なものはAirbusA380型機一部前払金5,014百万円、A380型機要フルフライト・シミュレーター（模擬飛行装置）一部前払金752百万円であります。

（訂正後）

当事業年度において設備投資の総額は8,911百万円であります。

主なものは国際線展開に向けて2014年度に導入を予定しているAirbusA380型機一部前払金5,014百万円、運航乗務員養成訓練の為のA380型機要フルフライト・シミュレーター（模擬飛行装置）一部前払金752百万円であります。

第１部　企業情報

第４　提出会社の状況

５　役員の状況

（訂正前）

（注）２．平成24年６月20日開催の定時株主総会の終結の時から２年間。

３．平成24年６月20日開催の定時株主総会の終結の時から４年間。

４．平成25年６月20日開催の定時株主総会の終結の時から４年間。

（訂正後）

（注）２．平成24年６月20日開催の定時株主総会の終結の時から２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

３．平成24年６月20日開催の定時株主総会の終結の時から４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

４．平成25年６月20日開催の定時株主総会の終結の時から４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

第１部　企業情報

第４　提出会社の状況

６　コーポレート・ガバナンスの状況等

（１）コーポレート・ガバナンスの状況

①企業統治の体制

（訂正前）

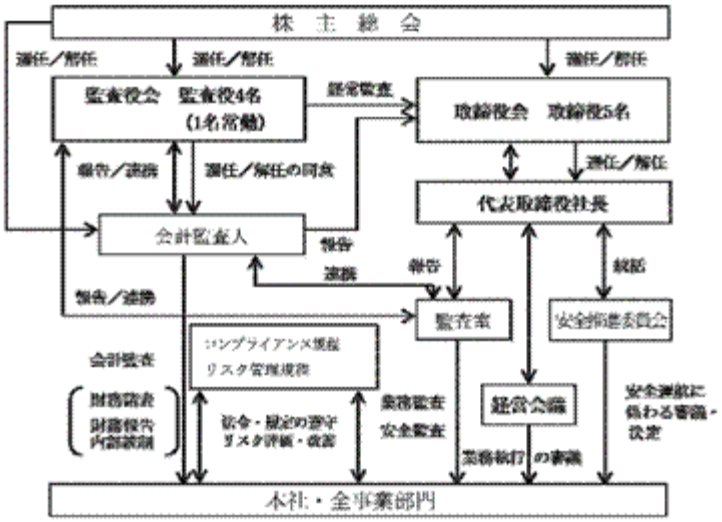

（訂正後）

